

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月14日
【四半期会計期間】	第7期第3四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	キュービーネットホールディングス株式会社
【英訳名】	QB Net Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北野 泰男
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
【電話番号】	03-6418-9190（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松本 修
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
【電話番号】	03-6418-9190（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松本 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第3四半期 連結累計期間	第7期 第3四半期 連結累計期間	第6期
会計期間	自 2019年7月1日 至 2020年3月31日	自 2020年7月1日 至 2021年3月31日	自 2019年7月1日 至 2020年6月30日
売上収益 (第3四半期連結会計期間) (百万円)	16,162 (5,050)	13,951 (4,650)	19,089
営業利益 (百万円)	1,353	281	239
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	1,252	146	98
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益(損失) (第3四半期連結会計期間) (百万円)	829 (68)	160 (67)	104
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益 (百万円)	830	240	100
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	10,469	10,061	9,786
資産合計 (百万円)	29,430	31,132	32,721
基本的1株当たり四半期(当期)利 益(損失) (第3四半期連結会計期間) (円)	66.01 (5.39)	12.61 (5.32)	8.29
希薄化後1株当たり四半期(当期) 利益 (円)	62.10	12.07	7.81
親会社所有者帰属持分比率 (%)	35.6	32.3	29.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,052	2,884	2,747
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	652	327	838
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,518	3,464	721
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高 (百万円)	2,370	4,272	5,117

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)により作成しております。

2. 売上収益には消費税等は含まれておらず、百万円未満を切り捨てて記載しております。

3. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間（2020年7月1日～2021年3月31日）において、新型コロナウイルスの蔓延は収束の目途が立たず、経済活動は停滞し、消費マインドの低下をもたらしています。このような状況のもと、当社グループでは、万全の感染防止対策を講じながら店舗運営を行ってきました。

売上収益は、新型コロナウイルスの影響による来店客数の減少等により、前年同期に比べ2,211百万円減少しました。各国の新型コロナウイルスの状況及び売上収益への影響は以下のとおりです。

< 国内 >

新規感染者は継続して発生しており、テレワークや外出自粛等の影響が続いております。これに伴うカットサイクルの長期化の影響等により、来店客数は前年に比べ減少しております。

国内来店客数の前年比

（単位：％）

	2020年						2021年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体	74.5	83.4	81.1	86.7	86.0	82.6	81.8	85.7	100.0
既存店	73.9	82.5	79.8	85.3	84.8	81.6	80.8	84.6	98.7

< 香港 >

新規感染者の発生は概ね収束しているものの、行政機関の防疫措置が継続していることから、テレワークや外出自粛等の影響が一部で続いており、来店客数は前年に比べ減少しております。

< シンガポール >

新規感染者の発生は概ね収束しているものの、行政機関の防疫措置が継続していることから、テレワークや外出自粛等の影響が一部で続いており、来店客数は前年に比べ減少しております。

< 台湾 >

新規感染者の発生は概ね収束しており、行政機関の防疫措置も限定的であることから、テレワークや外出自粛等の影響は軽微であり、来店客数は前年に比べ増加しております。

< アメリカ（ニューヨーク） >

新規感染者は継続して発生しており、行政機関の防疫措置が継続していることから、テレワークや外出自粛等の影響を大きく受けており、来店客数は前年に比べ大きく減少しておりますが、連結業績に与える影響は軽微であります。

売上原価は、国内・海外の店舗スタッフの増加によって人件費は増加したものの、委託店舗数の減少や売上減少による業務委託料の減少等により、前年同期に比べ291百万円減少しました。

販売費及び一般管理費は、国内の期末手当引当額が減少したこと等により、前年同期に比べ225百万円減少しました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上収益は13,951百万円（前年同期比13.7%減）、営業利益は281百万円（同79.2%減）、税引前四半期利益は146百万円（同88.3%減）、親会社の所有者に帰属する四半期利益は160百万円（同80.6%減）となりました。

店舗展開につきましては、22店舗出店いたしました。出店地域は、国内に12店舗、海外はシンガポールに1店舗、香港に4店舗、台湾に5店舗であります。また、不採算店舗の統廃合等により21店舗閉店したことから、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は716店舗となりました。

なお、当社グループはヘアカット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末における資産、負債及び資本の状況は次のとおりであります。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ1,064百万円減少し、5,480百万円となりました。これは主として、現金及び現金同等物の減少844百万円、未収法人所得税等の減少214百万円等によるものであります。非流動資産は、前連結会計年度末に比べ524百万円減少し、25,652百万円となりました。これは主として、有形固定資産の減少169百万円、使用権資産の減少319百万円等によるものであります。その結果、資産は、前連結会計年度末に比べ1,589百万円減少し、31,132百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ962百万円減少し、7,821百万円となりました。これは主として、借入金の減少977百万円、リース負債の増加67百万円等によるものであります。非流動負債は、前連結会計年度末に比べ901百万円減少し、13,249百万円となりました。これは主として、借入金の減少514百万円、リース負債の減少381百万円等によるものであります。その結果、負債は、前連結会計年度末に比べ1,864百万円減少し、21,071百万円となりました。

資本は、前連結会計年度末に比べ274百万円増加し、10,061百万円となりました。これは主として、利益剰余金の増加160百万円等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ844百万円減少し、4,272百万円となりました。当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は、2,884百万円（前年同期は3,052百万円の増加）となりました。これは主として、減価償却費及び償却費2,462百万円、法人所得税の還付額271百万円等の資金増加要因に対し、利息の支払額115百万円等の資金減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は、327百万円（前年同期は652百万円の減少）となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出303百万円、差入保証金の差入による支出42百万円等の資金減少要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により減少した資金は、3,464百万円（前年同期は2,518百万円の減少）となりました。これは主として、短期借入金の純減額1,000百万円、リース負債の返済による支出2,017百万円等の資金減少要因があったことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更を行っております。

当第3四半期連結累計期間において変更した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の詳細については、「第4 経理の状況 1 要約四半期連結財務諸表 要約四半期連結財務諸表注記 4 .重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが事業上及び財務上対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2021年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	12,778,400	12,781,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	12,778,400	12,781,600	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年1月1日～ 2021年3月31日 (注)1	普通株式 8,700	普通株式 12,778,400	3	1,230	3	3,268

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当四半期会計期間の末日から提出日の前月末現在(2021年4月30日)までの間に、新株の発行(新株予約権の行使)により、発行済株式総数が3,200株、資本金が1百万円及び資本準備金が1百万円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,764,800	127,648	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 4,800	-	-
発行済株式総数	12,769,700	-	-
総株主の議決権	-	127,648	-

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) キュービーネットホール ディングス株式会社	東京都渋谷区渋谷 二丁目12番24号	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第3四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年7月1日から2021年3月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【要約四半期連結財務諸表】

(1)【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		5,117	4,272
営業債権及びその他の債権		775	797
棚卸資産		169	134
未収法人所得税等		279	64
その他の流動資産		202	211
流動資産合計		6,544	5,480
非流動資産			
有形固定資産	6	1,857	1,688
使用権資産	7	6,062	5,743
のれん	8	15,430	15,430
無形資産		172	143
その他の金融資産	10	1,856	1,863
繰延税金資産		639	653
その他の非流動資産		158	130
非流動資産合計		26,176	25,652
資産合計		32,721	31,132
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		342	318
借入金	10	4,720	3,742
リース負債		2,322	2,390
未払法人所得税等		60	20
その他の金融負債		88	92
その他の流動負債		1,249	1,257
流動負債合計		8,784	7,821
非流動負債			
借入金	10	9,811	9,297
リース負債		3,671	3,289
その他の金融負債		107	97
繰延税金負債		26	28
引当金		513	522
その他の非流動負債		19	15
非流動負債合計		14,151	13,249
負債合計		22,935	21,071
資本			
資本金		1,214	1,230
資本剰余金		4,754	4,770
利益剰余金		3,885	4,046
自己株式		0	0
その他の資本の構成要素		68	14
親会社の所有者に帰属する持分合計		9,786	10,061
資本合計		9,786	10,061
負債及び資本合計		32,721	31,132

(2)【要約四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	9	16,162	13,951
売上原価		12,613	12,321
売上総利益		3,548	1,629
その他の営業収益	12	8	703
販売費及び一般管理費		2,179	1,953
その他の営業費用		23	97
営業利益		1,353	281
金融収益		12	9
金融費用		114	144
税引前四半期利益		1,252	146
法人所得税費用		422	14
四半期利益		829	160
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		829	160
四半期利益		829	160
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	13	66.01	12.61
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	13	62.10	12.07

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
売上収益	9	5,050	4,650
売上原価		4,169	4,060
売上総利益		880	589
その他の営業収益		6	35
販売費及び一般管理費		736	630
その他の営業費用		11	71
営業利益(損失)		139	76
金融収益		4	3
金融費用		37	46
税引前四半期利益(損失)		106	120
法人所得税費用		38	52
四半期利益(損失)		68	67
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		68	67
四半期利益(損失)		68	67
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(損失) (円)	13	5.39	5.32
希薄化後1株当たり四半期利益(損失) (円)	13	5.10	5.32

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
四半期利益	829	160
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	0	79
純損益に振り替えられる可能性のある項目 合計	0	79
その他の包括利益合計	0	79
四半期包括利益	830	240
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	830	240
四半期包括利益	830	240

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
四半期利益(損失)	68	67
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	32	114
純損益に振り替えられる可能性のある項目 合計	32	114
その他の包括利益合計	32	114
四半期包括利益	35	46
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	35	46
四半期包括利益	35	46

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第3四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
						在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計
2019年7月1日残高		1,137	4,914	3,811	0	175	109	66
会計方針の変更による影響		-	-	29	-	-	-	-
2019年7月1日残高 (修正後)		1,137	4,914	3,781	0	175	109	66
四半期利益		-	-	829	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	-	0	-	0
四半期包括利益合計		-	-	829	-	0	-	0
新株の発行(新株予約権の行使)	14	48	48	-	-	-	9	9
株式報酬費用		-	-	-	-	-	20	20
剰余金の配当	11	-	237	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計		48	188	-	-	-	11	11
2020年3月31日残高		1,186	4,726	4,611	0	175	120	54

(単位:百万円)

	注記	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	資本合計
2019年7月1日残高		9,797	9,797
会計方針の変更による影響		29	29
2019年7月1日残高 (修正後)		9,767	9,767
四半期利益		829	829
その他の包括利益		0	0
四半期包括利益合計		830	830
新株の発行(新株予約権の行使)	14	88	88
株式報酬費用		20	20
剰余金の配当	11	237	237
所有者との取引額合計		128	128
2020年3月31日残高		10,469	10,469

当第3四半期連結累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
						在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計
2020年7月1日残高		1,214	4,754	3,885	0	179	110	68
四半期利益		-	-	160	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	-	79	-	79
四半期包括利益合計		-	-	160	-	79	-	79
新株の発行(新株予 約権の行使)		15	15	-	-	-	8	8
株式報酬費用		-	-	-	-	-	11	11
所有者との取引額合計		15	15	-	-	-	2	2
2021年3月31日残高		1,230	4,770	4,046	0	99	113	14

(単位:百万円)

	注記	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	資本合計
2020年7月1日残高		9,786	9,786
四半期利益		160	160
その他の包括利益		79	79
四半期包括利益合計		240	240
新株の発行(新株予 約権の行使)		22	22
株式報酬費用		11	11
所有者との取引額合計		34	34
2021年3月31日残高		10,061	10,061

(5)【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	1,252	146
減価償却費及び償却費	2,392	2,462
減損損失	17	92
金融収益	12	9
金融費用	114	144
助成金収入	12	674
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	401	15
棚卸資産の増減額(は増加)	9	36
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	0	31
その他	181	39
小計	3,974	2,191
利息の受取額	4	0
利息の支払額	104	115
助成金の受取額	12	619
法人所得税の還付額	-	271
法人所得税の支払額	821	83
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,052	2,884
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	533	303
無形資産の取得による支出	21	10
差入保証金の差入による支出	96	42
差入保証金の回収による収入	26	32
その他	26	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	652	327
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	1,000
長期借入金の返済による支出	525	525
セール・アンド・リースバックによる収入	85	55
リース負債の返済による支出	1,930	2,017
新株予約権の行使による収入	14	22
配当金の支払額	11	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,518	3,464
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	62
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	118	844
現金及び現金同等物の期首残高	2,489	5,117
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,370	4,272

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

キュービーネットホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）は日本に所在する企業であります。その登記されている本社は東京都渋谷区に所在しております。当社の要約四半期連結財務諸表は2021年3月31日を期末日とし、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループは、当社の完全子会社であるキュービーネット株式会社を中心として、ヘアカット事業を営んでおります。

2. 作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号に準拠して作成しております。当社グループは、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たしているため、同第93条の規定を適用しております。

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、連結会計年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2021年5月14日に取締役会において承認されております。

(2) 測定的基础

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて記載しております。

3. 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下に示した変更を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当第3四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

（IFRS第16号「リース」の修正（「COVID-19に関連した賃料減免」））

当社グループは、当第3四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」の修正（「COVID-19に関連した賃料減免」、2020年5月公表、2021年3月改訂）を早期適用しております。

本修正の適用により、新型コロナウイルス感染症の直接の結果として生じる賃料減免で、かつ、下記の条件のすべてが満たされる場合、一部の子会社を除き、実務上の便法を適用し、IFRS第16号において規定される「リースの条件変更」に該当するかどうかの評価を行わず、変動リース料として処理しております。

- ・リース料の変更により生じる当該リース改定後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか又はそれを下回ること
- ・リース料の減額が、当初の期限が2022年6月30日以前に到来する支払にのみ影響を与えること
- ・当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと

なお、本修正の適用により当第3四半期連結累計期間の税引前利益が14百万円増加しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、要約四半期連結財務諸表の報告日の資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす見積りや仮定を用いることが必要となります。これらの見積りや仮定は、過去の経験や経営者が知り得る限りの情報に基づいて設定しておりますが、実際の結果と最終的に異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も続いており、2020年5月25日の日本政府による緊急事態宣言解除後、売上高は緩やかな回復傾向にあったものの、再度の緊急事態宣言が2021年1月7日及び4月23日に発令される等、依然として今後の先行きは不透明な状況にあります。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて、前連結会計年度末時点では「売上収益等が感染拡大前の水準まで回復するには2021年6月末までの期間を要する」と仮定しておりましたが、当初の想定よりも時間を要すると判断し、「売上収益等は2022年6月末にかけて徐々に回復する」との仮定を変更し、非金融資産の減損テストや繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、上述の新たな仮定に基づいて店舗の減損損失の要否を検討した結果、一部の店舗において有形固定資産及び使用権資産の減損損失を認識しております。一方で、のれんの減損損失及び繰延税金資産の取崩しはありません。

5. 事業セグメント

当社グループは、ヘアカット事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 有形固定資産

有形固定資産の取得、減損損失の帳簿価額は、以下のとおりであります。

なお、有形固定資産の減損テストにおける仮定については、「4. 重要な会計上の見積り及び判断」をご参照ください。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
取得	611	355
減損損失	14	44

7. リース

使用権資産の取得、減損損失の帳簿価額は、以下のとおりであります。

なお、使用権資産の減損テストにおける仮定については、「4. 重要な会計上の見積り及び判断」をご参照ください。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
取得	1,654	1,830
減損損失	2	47

8. のれん

当社グループは、毎第4四半期会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っております。

当第3四半期連結累計期間において、のれんの取得、処分及び減損の兆候はありません。なお、のれんの減損テストにおける仮定については、「4. 重要な会計上の見積り及び判断」をご参照ください。

9. 売上収益

当社グループはヘアカット専門店の運営及びこれに付随する事業を行っております。

ヘアカット事業の顧客との契約に基づき分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
直営店売上	15,550	13,410
業務受託売上	312	285
ロイヤルティ売上	205	161
その他	94	93
合計	16,162	13,951

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
直営店売上	4,862	4,475
業務受託売上	101	90
ロイヤルティ売上	61	51
その他	25	33
合計	5,050	4,650

売上収益は、サービスの提供等から受領する対価の公正価値から、値引き、割戻し及び売上関連の税金を控除した金額で測定しております。主な売上収益区分毎の認識基準は、以下のとおりであります。

当社グループの主要な事業はヘアカットサービスであります。履行義務は当社グループの店舗において、顧客のヘアカットサービスを完了することであり、直営店売上に含まれるヘアカット売上については、店舗において、顧客からの注文に基づきヘアカットサービスを提供しており、顧客へのサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

業務受託売上については、フランチャイズ契約を締結した加盟店の店舗運営を業務受託することにより対価を得ており、関連する契約の実質に伴って履行義務を充足した時点で認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

ロイヤルティ売上については、フランチャイズ契約を締結した加盟店に対する店舗運営に関する一定の指導援助等により、ロイヤルティを得ており、関連する契約の実質に伴って履行義務を充足した時点で認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

10. 金融商品の公正価値

公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により見積っております。

(イ) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ロ) その他の金融資産

償却原価で測定される金融資産は、主として差入保証金により構成されており、これらの公正価値については、元金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差し入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(ハ) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しております。また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額は公正価値に近似しております。

公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：資産又は負債について、直接的又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3：資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット

償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合には、開示を省略しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)		当第3四半期連結会計期間 (2021年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値 (レベル2)	帳簿価額	公正価値 (レベル2)
償却原価で測定される金融資産				
その他の金融資産				
差入保証金	1,855	1,819	1,862	1,867
償却原価で測定される金融負債				
借入金				
長期借入金(注)	10,498	10,550	9,983	10,025

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. 当該金銭消費貸借契約の主な内容は以下のとおりであります。

当社の子会社キュービーネット株式会社(以下、「借入人」という。)及び借入人親会社としての当社は、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェントとする金銭消費貸借契約を締結しております。

当第3四半期連結会計期間末における借入残高

10,025百万円

返済期限

- (イ) 2019年6月末日より2023年12月末日まで3ヶ月毎に175百万円を返済
 (ロ) 2024年3月29日に8,100百万円を返済

主な財務コベナンツ及び基準金利

(イ) 財務コベナンツ

以下の所定の連結ベースの水準のいずれかを達成できない場合、貸付人の請求によって本契約上の期限の利益を失い、ただちに債務の弁済をしなければなりません。

- (a) 2020年6月期以降の各中間決算期及び各決算期毎にネット・デット・EBITDA・レシオ()を3.1以下に維持すること。

() ネット・デット・EBITDA・レシオ = (有利子負債 - 借入人及び連帯保証人の保有する現金及び現金同等物) / EBITDA

- (b) 2019年6月期以降の各中間決算期及び各決算期毎の連結純資産を前中間決算期及び前決算期末の連結純資産の80%以上とし、かつ、連結貸借対照表上の純資産勘定を各中間決算期及び各決算期毎に8,695百万円以上に維持すること。

なお、財務制限条項(a)については、第2四半期連結会計期間末日前に、2020年12月中間決算期を対象として財務制限条項の適用を除外する旨の契約変更を行っております。

(ロ) 基準金利

全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBOR + 0.5%

11. 配当金

(1) 配当金支払額

前第3四半期連結累計期間(自2019年7月1日至2020年3月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	237百万円	19.00円	2019年6月30日	2019年9月27日

当第3四半期連結累計期間(自2020年7月1日至2021年3月31日)

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

前第3四半期連結累計期間(自2019年7月1日至2020年3月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自2020年7月1日至2021年3月31日)

該当事項はありません。

12. その他の営業収益

その他の営業収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位: 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2019年7月1日 至2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2020年7月1日 至2021年3月31日)
政府補助金収入(注)	3	674
その他	4	28
合計	8	703

(注) 政府補助金収入の主な内容は、キュービーネット株式会社、QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. 及びQB House (Hong Kong) Limited における新型コロナウイルス感染症に係る行政機関からの収入によるものであります。

13. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(百万円)	829	160
普通株式の期中平均株式数(株)	12,570,840	12,762,530
希薄化効果のある普通株式数		
ストック・オプションによる増加(株)	791,717	575,552
希薄化後普通株式の期中平均株式数(株)	13,362,557	13,338,082
基本的1株当たり四半期利益(円)	66.01	12.61
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	62.10	12.07

	前第3四半期連結会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益(損失) (百万円)	68	67
普通株式の期中平均株式数(株)	12,656,212	12,773,075
希薄化効果のある普通株式数		
ストック・オプションによる増加(株)	707,950	-
希薄化後普通株式の期中平均株式数(株)	13,364,162	12,773,075
基本的1株当たり四半期利益(損失)(円)	5.39	5.32
希薄化後1株当たり四半期利益(損失)(円)	5.10	5.32

(注) 当第3四半期連結会計期間において、当社が発行する新株予約権は逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期損失の計算から除外しております。

14. 関連当事者取引

当社グループと関連当事者との間で行われた重要な取引の内容は、以下のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

氏名	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	債権債務残高
入山 裕左	当社専務取締役	新株予約権の行使(注)	36	-
宮崎 誠	当社取締役	新株予約権の行使(注)	29	-

(注) 2016年9月29日開催の定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の前第3四半期連結累計期間における権利行使を記載しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

重要な取引はありません。

15. 後発事象

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月14日

キュービーネットホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 美岐

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキュービーネットホールディングス株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2021年1月1日から2021年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年7月1日から2021年3月31日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、キュービーネットホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。